

井上宇市記念賞運営要領

平成25年9月11日 表彰運営委員会 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、表彰規程第10条に定める井上宇市記念賞（以下、「本賞」という。）の表彰候補者の募集・審査の方法、表彰候補者の選出・表彰の方法、委員会の運営方法、その他本賞の運営について定めるものとする。

第2章 委員会

(設置)

第2条 本賞の目的を達するため井上宇市記念賞推薦委員会(以下、「委員会」という)を設置する。

(任務)

第3条 委員会は、表彰候補者の募集、審査の方法、表彰候補者の選出、表彰の方法、その他本賞の運営に必要な事項を取り扱う。

- 2 応募対象の審査を、毎年1月～3月までの間に行う。
- 3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことはできない。
なお、委員の委任状出席を認めるものとする。
- 4 委員会は、必要に応じて小委員会またはワーキンググループを設けることができる。

(構成)

第4条 委員会は、委員長1名、副委員長1名、幹事1名、委員10名程度で構成する。

(任期)

第5条 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は原則として3年を超えないものとする。

第3章 運営

(運営費)

第6条 本賞の運営費に係わる全ての費用は、本事業の趣旨に賛同し拠出された協賛金等による。
ただし、予算および会計の執行は理事会の承認を得るものとする。

(表彰候補者の選出および賞・受賞者)

第7条 審査および選出の手続きは下記のとおりとする。

- (1) 委員会は、9月～3月の間に募集および審査を行う。
- (2) 委員会は、審査結果に基づき表彰候補者を選出し、審査意見を添付のうえ理事会に表彰候補者を推薦する。
- (3) 本賞の表彰候補者の募集は、次のいずれかの方法による。
 - ①本会会員からの推薦
 - ②委員会自らの推薦

- (4) 委員会における審査過程は、外部に発表しないものとする。
- 2 受賞者の資格は下記のとおりとする。
- (1) 井上宇市賞の受賞者は表彰規程第10条1項及び4項に定める会員（個人）で、原則として65歳未満の技術者・研究者とする。ただし、「65歳未満」とは公募年度の4月1日を以て定義する。
- (2) アジア国際賞の受賞者は表彰規程第10条1項及び5項に定める個人とする。
- 3 賞の授与は下記のとおりとする。
- (1) 賞は、賞状および副賞とする。
- (2) 副賞は、3万円以内の相当品とする。アジア国際賞に関しては、原則として渡航費の補助を行う。

（本賞の募集）

- 第8条 委員会は、募集要項を作成し表彰候補者の募集のため、第7条にもとづきホームページ、学会誌を通じて周知する。
- 2 井上宇市賞、アジア国際賞に関する募集は「推薦書」および関連資料の提出を持って受け付ける。
- 3 委員会は、提出された推薦書および関連資料を検討し、疑点や不備のある場合は、当該資料の再提出や追加資料を求めることができる。
- 4 推薦の取り消しおよび失格は下記のとおりとする。
- (1) 推薦依頼に定める審査開始の前日までに、候補者あるいは推薦者により、推薦の取り消しがあった場合は、これを有効とし、当該候補者の翌年以降の推薦を妨げないものとする。
- (2) 推薦依頼に定める審査開始の当日以降に、候補者あるいは推薦者により、推薦の取り消しがあった場合は、これを失格とし、当該候補者の翌年以降の応募・推薦をできないものとする。

（本賞の審査）

- 第9条 本賞の審査に当たっては、第8条に規定する推薦依頼に従い提出された、「推薦書」および提出された関連資料に基づき審査する。
- 2 候補者の推薦に直接関係した委員は、当該候補者の最終審査には関与してはならない。ただし、予備審査などを行なう場合においてはこの限りではない。

（要領の改廃）

- 第10条 この要領の改廃は委員会にて決議し、理事会に報告するものとする。

附則

1. この要領は、平成25年9月11日より実施する。
2. 本賞は、第6条に定める協賛金等が無くなった場合に終了する。